

事故救済制度の検討の進め方（案）

1 方針

- 事故救済制度の検討は、運用実現性を十分に踏まえた対応が必要であり、専門的な知見を要し、また制度開始後の実際の運用についても同様に専門性を要する。
- このため、「事故救済制度素案」及び「事故救済制度運用支援業務委託」の提案を事業者募集する。
 - ・ これまでの検討状況（条例や事故救済制度に関する専門部会等での議論）を踏まえた提案を募集。その際、募集は、事故救済制度に関する専門部会で行なう。
- 第2回事業救済制度に関する専門部会において、事業者を選定〈非公開・予定〉
 - ・ 事業者の提案（資料及びプレゼンテーション、質疑）の内容を評価し、最も得点の高い者を事故救済制度運用支援業務委託の契約候補者として選定。
- 選定された制度素案を踏まえ、専門部会において引続き議論を行い、秋頃までに制度案を決定する（議論の中で制度素案の修正等を行なう場合がある）。
- 事故救済制度・超過課税等に関する条例改正案のパブリック・コメントを実施
- 11月議会において、条例改正案及び関連予算案等について審議（予定）。成立後、事故救済制度運用支援業務委託の契約候補者と神戸市の間で契約を締結。
 - ・ 制度運用期間 31年度～33年度の3年間
 - ※事故救済制度運用支援業務委託の契約期間は、契約締結日（平成30年12月中旬以降を予定）～34年3月末
 - ※契約締結日から31年3月末までの間は運用開始までの準備期間
 - ・ 事業規模 6億円（≡年間2億円×3年間）〈上限〉
- 31年4月 事故救済制度スタート

2 スケジュール

5月11日（金）

○第1回事故救済制度に関する専門部会

5月16日（水）～6月20日（水）

○「事故救済制度素案」及び「事故救済制度運用支援業務委託」の提案募集

6月27日（水）18時～

6月28日（木）19時～（予備日）

○第2回事故救済制度に関する専門部会（専門部会で評価を行い、最も得点が高い者を契約候補者として選定）＜非公開・予定＞

7月20日（金）13：00～15：00

○第3回事故救済制度に関する専門部会（事故救済制度素案、条例改正案の検討）

9月以降

○第4回事故救済制度に関する専門部会（事故救済制度案、条例改正案まとめ）

（ ○第2回認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会（部会検討状況の報告）
○事故救済制度・超過課税等に関する条例改正案のパブリック・コメント ）

11月下旬～

（ ○11月議会 事故救済制度・超過課税等に関する条例改正案上程
事故救済制度及び診断制度関連予算等計上 ）

31年4月

○事故救済制度スタート

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会
(事故救済制度に関する専門部会)
「事故救済制度素案」及び「事故救済制度運用支援業務委託」
提案募集実施要領(案)

1 案件名称

「事故救済制度素案」及び「事故救済制度運用支援業務委託」

2 前提条件(予定)

(1) 概要

神戸市は、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例(以下、「認知症条例」という。)第8条第1項に規定する給付金を支給する制度(以下、「事故救済制度」という。)について、平成30年秋頃までに具体案をとりまとめ、平成31年4月から運用することを目指している。

このことを踏まえ、これまで事故救済制度について検討を重ねてきた神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会(事故救済制度に関する専門部会)は、「事故救済制度素案」及び「事故救済制度運用支援業務委託」の提案募集・評価を実施し、最も優れた提案を行なった者を契約候補者として選定する。

選定された契約候補者の提案を踏まえ、引続き議論を行ない、事故救済制度案をとりまとめる。

当該事故救済制度案を踏まえた認知症条例改正や関連予算等の成立後、神戸市は契約候補者と協議の上、「事故救済制度運用支援業務委託」契約を締結する。その後、平成31年度より事故救済制度の運用を開始する。

(2) 制度運用期間

31年度～33年度の3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)

○事故救済制度運用支援業務委託の契約期間は、契約締結日(平成30年12月中旬以降を予定)～34年3月末

※契約締結日から31年3月末までの間は運用開始までの準備期間

(3) 事業規模

6億円(≒年間2億円×3年間) <上限>

○運用支援業務委託料(契約締結日～34年3月末)含む

○消費税及び地方消費税込み

(4) 事故救済制度運用支援業務委託業務の内容

事事故実の調査、給付額の査定案の作成、マニュアル・帳票作成などを予定。

具体的な仕様は、提案内容を踏まえ、契約候補者と神戸市の間で協議して定める。

3 提案募集の内容（提出書類に関する事項）

（1）企画提案書

①「事故救済制度素案」の提案

これまでの検討状況を踏まえ以下のア～カの内容を含む提案を記載

ア 責任能力の有無の取扱い（事故救済制度のタイプ）

（参考）

○第5回認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議（平成29年11月18日）資料4より抜粋

（1）プランⅠ（①+②の複合型）

① 賠償責任を負う者がいない場合の被害者の救済

認知症の人ご本人、ご家族など誰も賠償責任を負わない場合は（責任保険が機能しないため）、被害者を救済する必要性が高いのではないか。

[課題]

・責任無能力の判断が難しいと考えられる。（訴訟の場合は、確定判決が出るまでには相当の期間を要する。訴訟以外の対応は、市や被害者が加害者の責任無能力を立証するような仕組みが必要だが、運用上困難か。）

② 認知症の人ご本人やご家族が賠償責任を負う場合の救済

認知症の人ご本人やご家族が賠償責任を負う場合に、これらの方の経済的負担を軽減するための対応を実施することについてどう考えるか。この対応においては、市が直接給付する形だけでなく、責任保険に加入することについて市がサポートする形も考えられるがどうか。

[課題]

・モラルハザードを生じさせないため、故意による事故の場合は外す必要があるのではないか。

（2）プランⅡ（①+②の統合型⇒認知症の人の責任能力の有無を問わず救済）

認知症の人ご本人が事故を起こした際、賠償責任の有無の判断は困難な場合が多いと考えられるため、賠償責任の有無に関わらず、広く救済する対応をしていくことについてどう考えるか。

[課題]

・モラルハザードを生じさせないため、故意による事故の場合は外す必要があるのではないか。

・市が直接給付する形にした場合、負担が大きくなりすぎる可能性があるのではないか。

イ 加害者・被害者の住所要件、事故の発生地要件

(参考)

○第5回認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議（平成29年11月18日）資料4より抜粋

- ・ 事故の加害者（認知症の人）と被害者のいずれかが神戸市民であれば給付対象として良いのではないかと意見が多かったため、それを踏まえた記載とした。
- ・ 神戸市内で起きた事故について、事故の加害者、被害者いずれもが神戸市民でない場合に、制度の対象にするかどうかは、引き続き検討することとした。（事故の加害者の主たる介護者が準監督義務者として賠償責任を負う場合など。）

ウ 給付金の内容（対象、金額、他制度との関係等）

(参考)

○第5回認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議（平成29年11月18日）資料4より抜粋

3（4）「給付金を支給する」について

- ・ 救済対象事故や救済額は、類似の救済制度を参考に設定すること、実損の補償ではなく上限を定めた支給を基本として検討することとした。

4 その他の検討課題について

- ・ 犯罪被害給付制度、労災保険、自賠責保険等にはない、物損やその他の損害（例：火災等の物損や電車の遅延損害等のその他の損害）を救済することについてどう考えるか。
- ・ 法人が被った損害の取扱いをどう考えるか。（事業等に伴う損失への対応としては損害保険等がある）
- ・ 個人が被った損害の内、事業等に伴う損害の取扱いをどう考えるか。（事業等に伴う損失への対応としては損害保険等がある）
- ・ 認知症の人の起こした事故で、その方のご家族が被った損害の取扱いをどう考えるか。
- ・ 被害者が他の救済制度（犯罪被害給付制度や労災保険、自賠責保険等）から給付を受けることが可能な場合や、加害者側から（任意の）損害賠償や、自身が加入する障害保険等から給付を受けることが可能な場合の減額調整についてどう考えるか。

2（1）救済制度のタイプ

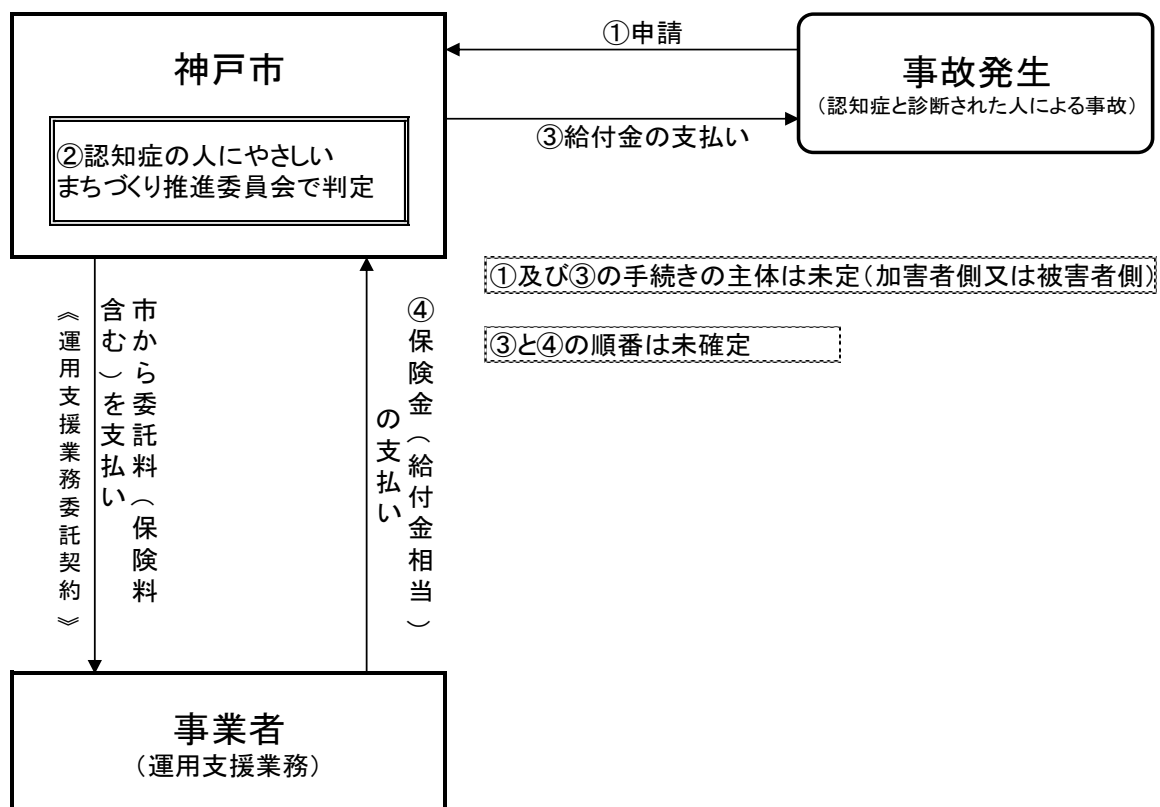
- ・ 事故によって、認知症の人ご本人が亡くなられたり、障害を負われたりした場合のご遺族やご本人に対する支援については、引き続き検討することとし、これらの支援を行なう場合、行なわない場合のどちらでも対応できる記載とした。

エ 申請手続（誰がどのように申請するのか（加害者側か被害者側か等）、必要書類等）

オ 全体業務フロー（事故発生後の事前相談対応、申請受付、事故事実の調査、認知症条例第 8 条第 1 項に規定する委員会の判定（以下「判定委員会」という。）、（不）支給決定、支給事務等の全体業務フロー）

カ 受託事業者変更時の対応（契約期間（平成 31 年度～平成 33 年度）満了後、34 年度以降に受託事業者が変更した場合、円滑に制度運用を継続するための対応）

<参考：事故救済制度運営の流れ（損害保険を活用した場合）のイメージ>



②「事故救済制度運用支援業務委託」の提案

公権力の行使に関わる業務を除き、神戸市直営での対応は原則行なわない
前提で、以下の内容を含む運用支援案の提案を記載

- ア 事前相談・申請受付対応支援
- イ 事故事実の調査支援
- ウ 給付判定支援（給付の可否や給付額の査定案の作成）
- エ 判定委員会運営支援
- オ 不服申立・訴訟対応支援
- カ マニュアル・帳票等作成 等

③事業費の見積

事業規模（6億円・上限）の範囲内で見積額（積算含む）を記載

<企画提案書の様式等>

- A4 サイズ 50 ページ以内とすること
- 目次及びページ番号を付すること
- 原則として白黒で作成すること（白黒コピー対応用）
- 文字のフォントサイズは原則 11 ポイント以上を使用すること
- 正本には、表紙に『神戸市「事故救済制度素案」及び「事故救済制度運用支援業務委託」提案募集 企画提案書』と記載し、併せて法人名、代表者の役職・氏名・法人の所在地、担当者の職・氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。法人代表者氏名の横に代表者印を押印すること
- 電子データは、電子納品チェックシステム等によるチェックを行ってエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。
- 提出部数は正本 1 部及び正本の写し 30 部、電子データ（PDF データ）とする。

(2) その他の提出書類

- 法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）
- 参加資格確認書（別紙様式 2 号）
- 参加辞退届（別紙様式 3 号）※参加を辞退する場合に限り提出

4 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいる団体でないこと。
- (2) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法及び民事再生法などによる手続きをしている団体等でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (5) 直近1年間の所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税等を滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体等でないこと。
- (6) 業務運営に関し、各種法令に基づく認可、許可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (7) 金銭給付事業の企画設計と運用実務の経験を有すること。
- (8) 本業務の遂行にかかる連絡、調整、打合せ等に際し迅速に対応できる体制を有していること（原則として、神戸市内に事業所を有していること（登記上の本社である必要はない。））

5 スケジュール

- | | |
|-------------------------------------|---|
| (1) 公募開始 | 平成30年5月16日（水） |
| (2) 応募登録及び質問受付期限 | 平成30年5月23日（水）17時必着 |
| (3) 参加資格決定通知・質問への回答 | 平成30年5月30日（水） |
| (4) 企画提案書の受付期限 | 平成30年6月20日（水）17時必着 |
| (5) 第2回事務救済制度に関する
専門部会（契約候補者選定会） | 平成30年6月27日（水）18時～
平成30年6月28日（木）19時～（予備日） |
| (6) 選定結果通知 | 選定後対応 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 平成30年12月中旬以降（予定） |

○本契約は、平成30年度神戸市一般会計補正予算及び債務負担行為（平成31年度～33年度）の成立を前提に行なうため、補正予算等が成立しない場合には、この募集に基づく契約を締結しないことがある。

○検討過程で制度案が提案内容（制度素案）から大幅に変更になり、提案時の条件で契約を締結することが妥当でない場合、協議の上、契約条件の変更を行なう場合がある。

- | | |
|----------|---------------|
| (8) 事業完了 | 平成34年3月31日（木） |
|----------|---------------|

6 応募手続き等に関する事項

(1) 実施要領等の交付方法

- ①掲載期間 平成30年5月16日(水)11時頃から5月23日(水)17時まで
- ②掲載場所 神戸市保健福祉局ホームページ※紙文書の配布は行なわない

(2) 応募登録及び質問の受付と回答

- ①受付期間 平成30年5月16日(水)から5月23日(水)17時まで
- ②提出方法 応募登録兼質問票(別紙様式1号)により
ninchisho@office.city.kobe.lg.jpまで、Eメールにより提出すること。件名に「事故救済制度応募登録」という文言を入れること。応募登録を兼ねるため、本業務に応募しようとする団体は、質問が無い場合も本書を提出すること
- ③回答 応募者全員に、平成30年5月30日(水)にEメールにより回答

(3) 企画提案書・その他の提出書類の提出

- ①提出期限 平成30年6月20日(水)17時まで(必着)
- ②提出先 〒650-8570(住所記載不要)
神戸市保健福祉局介護保険課認知症対策係
(神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会
事故救済制度に関する専門部会 事務局)
※持参の場合は事前に電話で時間を調整すること
(持参場所は介護保険課認知症対策係(神戸市役所1号館4階))
- ③提出書類 「3 提案募集の内容(提出書類に関する事項)」を参照

7 選定に関する事項(非公開で審議予定)

8 その他

(1) 提案の前提条件等

- ① 提案は神戸市における、これまでの検討状況を前提に行うこと。検討状況は、神戸市ホームページ [認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議：<http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/health/nintisho/knowledgeablemeeting.html>]、及び[認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会：<http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/health/nintisho/index.html>]に掲載している、認知症条例や、認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議（平成 29 年度第 1 回～第 5 回）、事故救済制度に関する専門部会（平成 29 年度第 1 回～第 4 回）、認知症の診断に関する専門部会（平成 29 年度第 1 回～第 4 回）、認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会（平成 30 年度第 1 回）、事故救済制度に関する専門部会（平成 30 年度第 1 回）の資料を参照すること。
- ② 認知症の診断については、平成 30 年度第 1 回認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の資料 5 を参照すること。

(2) 提案に関する費用、条件等

- ① 提出書類の作成やプレゼンテーション・ヒアリング対応等に要する費用は全て応募者の負担とする
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を該当する情報等）を除いて情報公開の対象となる。
- ③ 応募者からの提出物は、審査結果の如何に関わらず返却しない
- ④ 期限後の提出、差し替え等は認めない
- ⑤ 本実施要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする

(3) 留意事項

- ① 本件に関してなされた提案は、特段の意思表示が無い場合、仮に不採用となった場合でも、本制度の公益性に鑑み、制度企画の参考とする場合があるので留意されたい。
- ② 契約は、神戸市契約規則や神戸市委託契約約款に基づき締結する。具体的な契約内容は神戸市と協議のうえ、業務委託仕様書及び企画提案書等に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合等は、契約締結をしないことがある。
- ③ 委託業務に関して制作された成果物等の著作権は、原則として本市に帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。